

第六十九号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項及び第二十一項を次のように改める。

20 令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間（次項において「臨時特例期間」という。）における常勤の監査委員及び常勤の人事委員会の委員の給料月額は、第八条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、これらの者の地域手当及び期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

21 臨時特例期間における教育長の給料月額は、第八条第三項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に百分の五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、当該者の地域手当及び期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間における常勤の監査委員等の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
附則に次の三項を加える。

15 令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間（次項及び附則第十七項において「臨時特例期間」という。）における市長及び副市長の給料月額は、第三条本文の規定にかかわらず、別表に定める額から、当該額に市長にあつては百分の十を、副市長にあつては百分の七をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、これらの者の期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

16 臨時特例期間における地方公営企業の管理者（第二条第二項の規定の適用を受ける病院事業管理者を除く。）の給料月額は、第三条本文の規定にかかわらず、別表に定める額から、当該額に百分の五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、当該者の地域手当及び期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

17 臨時特例期間における第二条第二項の規定の適用を受ける病院事業管理者の給料月額は、第三条ただし書の規定にかかわらず、同条ただし書の規定により市長が定める額から、当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、当該者の地域手当、給料の特別調整額及び期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条ただし書の規定により市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間における市長等の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十一号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
別表第六保健福祉業務手当の項を次のように改める。

保健福祉業務手当	
(1) 職員が、保健又は福祉に関する相談又は指導のため 外勤業務に従事したとき	日額400円
(2) 職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者の 措置入院等の立会い、移送等の業務に従事したとき	日額800円
(3) 職員が、児童の生活指導業務若しくは学習指導業務 又は行動観察業務に従事したとき	日額1,000円
(4) 職員が、児童の福祉に関する相談に応ずる業務又は 児童の児童養護施設等への入所措置等に関する業務に 従事したとき	日額1,000円
(5) 職員が、児童に対する心理療法又は心理学的な見地 からの診断、指導若しくは助言に関する業務に従事し たとき	日額1,000円
(6) 職員が、児童等の虐待防止、児童等の自立又は配偶 者等に対する暴力的行為等の相談のため外勤業務に従 事したとき	日額500円
(7) 職員が、障害児支援業務に従事したとき	日額300円
(8) 職員が、行旅死亡人等に係る死体取扱業務に従事し たとき	1回につき 1,500円
(9) 職員が、行旅病人取扱業務に従事したとき	1回につき 800円
(10) 職員が、野犬等捕獲業務に従事したとき	日額400円
(11) 職員が、野犬等処分業務に従事したとき	日額200円
(12) 職員が、と畜検査業務に従事したとき	日額800円
(13) 職員が、煙道検査又は悪臭検査で現場における業務 に従事したとき	日額400円

	(14) 職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（以下この項において「感染症」という。）又は人体に感染するおそれのある家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合に、感染症の患者等の現地調査業務、収容業務又は防疫業務に従事したとき	日額500円
	(15) 職員が、感染症又は市長が規則で定めるもの（第17号においてこれらを「感染症等」という。）に係る調査指導のため外勤業務に従事したとき	日額300円
	(16) 職員が、感染症に係る病原微生物等の検査のうち、市長が規則で定める施設を使用する検査に従事したとき	日額400円
	(17) 職員が、感染症等に係る病原微生物等の検査（前号に該当するものを除く。）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第2項の規定による調査（病原微生物等の検査に係るものに限る。）に従事したとき	日額200円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち職員の給与に関する条例別表第六の改正規定中「別表第六保健福祉業務手当の項第十五号」を「別表第六保健福祉業務手当の項第十七号」に改める。

理 由

特殊勤務手当のうち保健福祉業務手当が支給される職員の範囲等を追加するとともに、同手当の支給額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十二号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第十三項中「第十五条の二第八項」の下に「（法附則第五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条中「なくて申告しなかった場合」の下に「、同条第一項ただし書に規定する現所有者が同条第十一項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合」を加える。

第二十四条第一項中「並びに」を「、」に改め、「第十二項」の下に「、法附則第六十一条第一項並びに法附則第六十二条」を加え、同条に次の一項を加える。

16 法附則第六十二条の条例で定める割合は、零とする。

第二十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、現所有者（法第三百八十四条の三に規定する現所有者をいう。以下同じ。）については、この限りでない。

第二十六条に次の一項を加える。

11 現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに、市長が定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第六十二条第三項中「並びに」を「、」に改め、「第十項」の下に「並びに法附則第六十一条第一項」を加える。

附則第三十項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の改正を考慮し、一定の自家用の三輪以上の軽自動車で乗用のものに対する軽自動車税の環境性能割の非課税の要件である取得期間を延長する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十三号議案

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

第二条 仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に、「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第三条第四号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同条第六号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同条第八号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同条第十二号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年八月一日から施行する。

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十四号議案

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を考慮し、一定の要件を満たす者であつて中核市の長が行う研修を修了したものを放課後児童支援員とすることができることとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十五号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八十六号中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

租税特別措置法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十六号議案

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第二号中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第三条の五第五項第二号及び第六項並びに第四条第七項第二号及び第八項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「一二、四〇〇円」を「一二、四四〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、三二〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、六七〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、五五〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、七九〇円」に改め、同表備考第一号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の仙台市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例第五条第二項及び別表の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る改正後の条例第十五条の二に規定する年金たる損害補償（以下「年金たる損害補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（年金たる損害補償を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る年金たる損害補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償であって、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の仙台市消防団員等公務災害補償条例の規定により支給されたものは、改正後の条例の規定により支給されるべき損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改定するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これ

が、この条例案を提出する理由である。

第 77 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- 1 工 事 件 名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁下部工工事 (その 2)
- 2 工事施行場所 仙台市若林区堰場地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 金 715,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・河北建設共同企業体
 構成員 仙台市青葉区立町27番21号
 株式会社橋本店
 構成員 仙台市太白区泉崎二丁目23番41号
 河北建設株式会社

第 78 号議案

損害賠償の額の決定に関する件

令和元年10月13日仙台市泉区松陵四丁目53番地の1先の本市の緑地において発生した土砂崩れにより、仙台市泉区松陵四丁目53番地の1株式会社雀卓サービスの家屋等が損傷した事故に関し、本市が当該者に対して支払う損害賠償の額を10,901,224円とすることにつき、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求める。

第 79 号議案

町の区域を新たに画する件

本市の町の区域を次のとおり新たに画することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

新たに画する 町 名	左 の 区 域 に 包 含 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
朝 日 一 丁 目	根白石字陰沼	1の1の一部, 1の2, 20の1, 21の1, 31
	根白石字陰沼北	全部
	根白石字針生山	5の9の一部, 5の10, 5の20の一部, 5の21の一部, 5の22, 5の23, 5の24の一部, 5の27, 8の1, 8の2, 15の1, 15の3の一部, 34の1の一部, 35の1, 36の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	根白石字行木沢東	1の1の一部, 13の1の一部, 15の一部, 29の1, 29の2の一部, 30の3の一部, 32の1の一部, 43の1の一部, 43の2及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
朝 日 二 丁 目	根白石字銅谷明神下	30の2の一部, 30の3, 32の1の一部, 32の2, 40, 41
	根白石字原田	2の2の一部, 2の3, 2の4, 3の一部, 4の1から4の3まで, 5, 8の2, 20の1の一部, 20の2
	根白石字針生山	5の7の一部, 5の8, 5の12, 5の14, 5の16, 5の17の一部, 5の18, 5の19, 5の20の一部, 5の21の一部, 5の25, 5の26, 21の1, 34の1の一部, 41及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	根白石字針生山ノ内朝日	全部

備考 地番は令和2年3月30日現在のもの

第 80 号議案

町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき，地方自治法第260条第1項の規定により，議決を求める。

区域を変更する 町 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
八木山南二丁目	金剛沢三丁目	61の2，65の1

備考 地番は令和2年2月18日現在のもの

第 81 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
岡田字岡田前	岡田字石川	全部
	岡田字岡田東	120の5の一部, 120の6の一部, 201の2, 390の2, 390の3, 411の4から411の7まで, 412の2, 413の3, 413の4, 426の2, 426の3, 427の3から427の5まで, 431の2, 432の6, 432の7, 433の3, 433の4, 434の7, 434の8, 446の2, 446の3, 447の3から447の6まで, 448の2, 448の3, 449の2, 450の2, 450の3, 451の2, 452の18, 452の19, 526の3, 526の4, 527の3, 527の6, 527の8, 527の9, 528の3, 528の5, 528の8, 528の9及びこれらの区域に介在する道路, 水路である公有地の全部
	岡田字堀切南	210の3, 210の9, 214の2, 215の3, 217の3, 218の2, 219の3, 220の3, 221の2, 225の3, 225の4, 248の2, 249の2, 300の3, 300の4, 396の4, 396の5, 397の2, 398の3, 398の4, 408の14, 408の18, 409の3, 409の4及びこれらの区域に介在する道路, 水路である公有地の全部
	岡田字南念仏田	全部
岡田字岡田南	荒井字大沼東	2の2の一部, 3の一部, 4の1の一部, 42の一部
岡田字上岡田	岡田字岡田中	241の7, 241の9, 241の11, 241の13から241の15まで, 304の3から304の5まで, 305の1, 305の2, 306の3, 306の4, 307の3, 307の4, 314の2, 409の3, 409の4, 410の2, 411の3, 411の4, 412の3, 412の4, 413の2, 537の2, 538の3, 538の4, 539の3, 539の4, 606の2, 606の3, 608の2, 608の3, 609の2, 609の3, 610の2, 610の3, 611の2, 701の2, 702の2, 708の2, 708の3, 709の3, 709の4, 719の2,

		722の3, 722の4, 801の2, 801の3, 802の2, 802の3, 803の3, 803の4, 804の2, 804の3, 805の2, 805の3, 806の2, 806の3, 808の3, 808の4, 810の3, 810の4, 811の2, 811の3, 812の3, 812の4, 815の3, 815の4, 816の3, 816の4, 817の3, 817の4, 818の3, 818の4, 819の3, 819の4, 820の3, 820の4 及びこれらの区域に介在する道路, 水路である公有地の全部
	岡田字岡田東	120の5の一部, 120の6の一部
	岡田字春日田	50の2, 51の2, 53の2
	岡田字上ノ下谷地	全部
	岡田字北黒鴨	全部
	岡田字苗代向	全部
	岡田字八間谷地	35の3, 35の6, 36の5, 36の6, 41の12
	六丁目字赤沼角	11の2 及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
岡田字新浜浦通西	蒲生字前通	33の1の一部, 34の1の一部, 36の3の一部, 37の3の一部, 37の5の一部, 38の4の一部, 38の6の一部, 38の8の一部, 41の1の一部, 42の一部, 42の1の一部, 43の一部, 43の1の一部, 43の2の一部, 44の一部, 44の1から44の4までの各一部, 45の一部, 45の1の一部, 46の一部, 49の一部, 50
岡田字新浜東通	岡田字新浜中通	97の1, 98の1, 99の1, 128の1, 191の1, 192の4, 196の2, 197の2
	岡田字砂山	314, 315, 316の3, 316の4, 326の2 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	岡田字東砂原	14の1
	蒲生字八郎兵エ谷地第二	18の2, 19の2, 21の2, 21の3, 22の3, 30の5, 30の6
	荒浜字七十刈	44の1の一部
蒲生字榎	蒲生字石神	9の3の一部, 33の2
	蒲生字沼沢	18から24までの各一部, 24の1の一部, 25の一部, 26の1の一部, 27の3の一部, 28の一部, 28の1の一部, 29の一部, 30の一部, 30の1の一部, 31の一部, 32の一部, 32の1の一部, 33の一部, 34の一部, 35の一部, 35の

		1 から35の 3 までの各一部
	福室字久保野二番	20の 1 の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
蒲 生 字 萩 袋	蒲 生 字 榎	27の 1 から27の 3 まで, 28の 2 , 41, 48
	蒲 生 字 中 袋	1 の 2 , 2 の 2 , 3 , 3 の 1 , 3 の 2 , 60, 62, 65
蒲 生 字 小 田 切	蒲 生 字 中 通	143の一部, 144の一部
	蒲生字八郎兵エ谷地第一	15の 2
蒲生字鍛冶谷地	蒲生字南中河原	7 の 2 , 7 の 3 , 7 の 5 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに蒲生字鍛冶谷地11の 1 , 11の 3 , 11の 6 に隣接する道路である公有地の全部
	蒲 生 字 元 切	8 の 1 , 8 の 2 , 9 から11まで, 12の 1 , 13の 1 , 14の 1 , 15の 1 , 22の 3 , 27の 3 , 28の 3 , 29の 3
蒲 生 字 中 通	蒲生字小田切	13の 1 の一部, 14の 1 , 14の 2 の一部
	蒲生字小田切浦	全部
	蒲 生 字 田 向	19の 4 の 一 部, 20の 2 , 20の 3 , 26の 2 , 26の 3 , 27の 3 , 27の 4 , 28の 2 , 28の 3 , 28の 6 , 29の 3 から29の 5 まで, 30の 2 , 30の 3 , 31の 4 , 44の 3 , 46の 3 , 46の 4 , 47の 2 , 50の 3 , 50の 4 及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
蒲 生 字 中 袋	蒲 生 字 榎	21から23までの各一部, 23の 1 の一部, 24の一部, 24の 1 の一部, 25の一部, 26の 1 の一部
蒲 生 字 沼 沢	蒲 生 字 石 神	3 の 2 の一部, 6 の 4 の一部, 9 の 3 の一部
	蒲生字西沼沢	全部
	福 室 字 田 中	15の一部, 15の 1 の一部, 16の一部, 17の 1 の一部, 18の 1 の一部, 19の 4 の一部, 20の一部, 21の一部, 22の 2 の一部, 23から25までの各一部, 25の 1 の一部, 26の一部, 26の 1 の一部
	福室字田中前二番	14の 4 の一部
蒲 生 字 細 川	蒲生字小田切	1 , 2 の 1 , 2 の 2 , 3 の 1 から3の 3 まで, 4 の 1 , 4 の 2 , 5 の 1 , 5 の 2 , 88の一部
	蒲生字鍛冶谷地	49の一部, 60
蒲 生 字 前 通	岡田字新浜浦通西	20の15の一部, 21の 1 の一部, 21の 4 の一部, 21の 7 の一部, 21の 8 の一部, 21の10の一部, 84の一部, 86

		の一部
	蒲生字下袋	39の2, 50の5, 50の7, 51の3, 52の3, 53の3, 54の3, 55の3, 56の3, 57の2, 64の3, 68の2, 72の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	蒲生字田向	1の2, 2の2, 17の3, 18の2, 19の2, 19の4の一部, 19の6, 31の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	蒲生字鍋沼前	14の2, 63の2, 64の2, 74の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
蒲生字元切	蒲生字鍛冶谷地	22の1, 23, 23の1, 47の3, 53の4, 54の3
福室字新原田	蒲生字石神	1の2, 2の1, 2の2, 3の2の一部, 5の2, 6の3, 6の4の一部, 9の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	福室字久保野二番	20の1の一部, 20の2
	福室字田中	27の3の一部及び27の2, 44に隣接する水路である公有地の全部
	福室字原田一番	17の2, 19の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
福室字田中	福室字田中前二番	9の2, 14の4の一部
荒井字大沼東	岡田字岡田南	138の1の一部, 138の2, 139の一部, 140の一部, 141の2の一部, 142から145まで, 169の一部, 175, 176, 178の1の一部, 178の2, 179の1の一部, 179の2

備考 地番は令和元年11月25日現在のもの

第 82 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
向 田 団 地 線	仙台市青葉区芋沢字大竹中 41 番 1 同 向田 1 番 295
岡 田 新 浜 中 通 浜 通 線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通 32 番 同 岡田字浜通 49 番 2
茂 庭 一 丁 目 1 号 線	仙台市太白区茂庭字新御所川 128 番 同 茂庭字新熊野 73 番 1
茂 庭 一 丁 目 2 号 線	仙台市太白区茂庭字新熊野 47 番 1 同 51 番 1
茂 庭 一 丁 目 3 号 線	仙台市太白区茂庭字本郷 48 番 同 38 番
茂 庭 一 丁 目 4 号 線	仙台市太白区茂庭字本郷 48 番 同 41 番
茂 庭 一 丁 目 5 号 線	仙台市太白区茂庭字西 57 番 1 同 60 番 1
茂 庭 一 丁 目 6 号 線	仙台市太白区茂庭字新御所川 162 番 同 茂庭字坂ノ下 25 番 5
茂 庭 二 丁 目 1 号 線	仙台市太白区茂庭字新御所川 55 番 同 46 番
茂庭二丁目自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市太白区茂庭字新御所川 139 番 同 138 番 1
四 郎 丸 昭 和 中 2 号 線	仙台市太白区四郎丸字昭和 中 39 番 1 同 39 番 1

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
本 郷 坂 ノ 下 線	仙台市太白区茂庭字本郷 54 番 同 茂庭字坂ノ下 25 番 5

第 83 号議案

仙台市資産等公開審査会の委員の委嘱に関する件

仙台市資産等公開審査会の委員芹澤英明，中原茂樹，丸山水穂，成田由加里及び橋浦佳子は令和 2 年 6 月 30 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に委嘱することにつき，仙台市資産等公開審査会条例第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，金谷吉成，中林暁生，丸山水穂，成田由加里及び橋浦佳子